

# 一般社団法人ユニバーサル・インテリジェンス 定 款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ユニバーサル・インテリジェンスと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を名古屋市中区に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、各個人が潜在意識とつながることにより精神世界が豊かになり、ライフステージにおける外的環境に柔軟に対応し、人生の意味と幸福を感受することを目的とする。さらに、各個人が他者との精神的なつながりを共感し、新時代に向けて普遍的な平和実現につながる共生社会の形成に寄与するものである。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 潜在意識を開いて生きる豊かなライフスタイルの普及提案
- (2) ヒプノセラピー（催眠療法）による個人セッション
- (3) 潜在意識につながるメンタルトレーニングをテーマとしたワークショップやセミナー等の開催
- (4) 各個人が自ら心身の健康を維持管理する意識を高める普及啓発活動
- (5) 精神世界の豊かさにつながる芸術活動
- (6) 当法人の目的に関連した制作物等の販売
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(広告方法)

第5条 当法人の広告は、電子公告によって行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報による掲載による方法により行う。

## 第2章 社 員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 当法人の社員となるには当法人所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るも

のとする。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1カ月以上前に、当法人に対して予告をするものである。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別議決によって当該社員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員の権利を失い、義務を免れる。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

### 第4章 役員

(員数)

第12条 当法人に理事1名を置き、代表理事とする。

### 第5章 基金

(基金の拠出)

第13条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求

めることができるものとする。

(基金の募集)

第14条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、代表理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第15条 拠出された基金は、基金拠出者と合意された期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第16条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時総会における決議を経た後、代表理事が決定したところに従って行う。

## 第6章 計算

(事業年度)

第17条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までの年1期とする。

## 第7章 附 則

(最初の事業年度)

第18条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成24年9月30日までとする。

(設立時役員)

第19条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時代表理事 阿知和 理子

(設立時社員)

第20条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

愛知県東海市■■■■■■■■■■■

設立時社員 阿知和 理子

愛知県東海市■■■■■■■■■■■

設立時社員 阿知和 亜子

(法令の準拠)

第21条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。